

野田市
介護給付費支給変更決定通知書(兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書)
訓練等給付費支給変更決定通知書(兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書)
特定障害者特別給付費支給変更決定通知書
地域相談支援給付費支給変更決定通知書

野田市長



年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条(及び)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条)の規定に基づき次のとおり決定しましたので通知します。

受給者証番号		支給決定障害者(保護者)氏名	
変更年月日		支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		
提出期限	年 月 日		

受給者証を野田市に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます。
- 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。